

平成 2 7 年旭市議会第 4 回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日（木）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
開会	2
議案の説明、質疑	3
議案の採決	9
所管事項の報告	1 0
閉会	1 0

文教福祉常任委員会 平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日（金）

付議事件	1 3
出席委員	1 3
欠席委員	1 3
委員外出席者	1 3
説明のため出席した者	1 3
事務局職員出席者	1 4
開会	1 5
議案の説明、質疑	1 6
議案の採決	2 9
所管事項の報告	3 0
閉会	3 1

総務常任委員会 平成27年12月14日（月）

付議事件	3 5
出席委員	3 5
欠席委員	3 5
委員外出席者	3 5
説明のため出席した者	3 6
事務局職員出席者	3 6
開会	3 7
議案の説明、質疑	3 8
議案の採決	5 5
所管事項の報告	5 7
閉会	5 7

建設経済常任委員会

平成27年12月10日（木曜日）

建設経済常任委員会

平成27年12月10日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

出席委員（7名）

委員長 飯嶋正利
委員 林俊介
委員 宮澤芳雄
委員 有田恵子

副委員長 宮内保
委員 滑川公英
委員 磯本繁

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長 景山岩三郎

議員 米本弥一郎

説明のため出席した者（16名）

副市長 加瀬寿一
農水産課長 高木寛幸
都市整備課長 川口裕司
水道課長 鈴木邦博
その他担当職員 8名

商工観光課長 向後嘉弘
建設課長 大久保孝治
下水道課長 高野和彦
農業委員会
事務局 岩井正和

事務局職員出席者

事務局長 阿曾博通
副主幹 榎澤茂

事務局次長 高安一範

開会 午前10時 0分

○委員長（飯嶋正利） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

私が委員長を仰せつかりまして、2年ほどたちます。今回、最後の委員長ということで、なかなかふなれな委員長、委員の皆様にはしっかり支えていただいたこと、まずもってお礼を申し上げる次第でございます。また、執行部の皆様には、なかなかふなれな委員長、本当に面倒を見ていただいてありがとうございます。今後ともご協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願ひます。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願ひます。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、米本弥一郎議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解お願ひいたします。

本日、景山議長にご出席をいただいております。ご挨拶をお願ひいたします。

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

委員の皆さんには、大変忙しい中、委員会大変ご苦労さまでございます。そして、副市長はじめ、職員の皆さん、12月定例会の委員会、忙しい中ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました一般会計補正予算の1議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願ひいたしまして、簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。委員長、よろしくどうぞお願ひいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願ひいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） おはようございます。本日は建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、1議案、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項でございます。執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいります。何とぞ可決くださいますようお願い申し上げまして、大変簡単ではございますが、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（飯嶋正利） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項についての1議案であります。

それでは、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、農水産課より議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、農水産課所管の補足説明を申し上げます。

まず、補正予算書の14ページをお開きいただきたいと思います。

まず最初に、歳出からのご説明になります。

6款1項3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金、説明欄1の水田農業構造改革推進事業補助金806万8,000円ですが、主な内容といたしまして、米価下落対策として行っております農家への支援でありまして、飼料用米とホールクロップサイレージ、こちらの取り組み面積が増えたことから補助金の補正をお願いするもので、まず飼料用米につきましては、当初250ヘクタールの取り組みを見込みましたが、主食用米、ふさこがね、コシヒカリ等の品種ですけれども、こちらが135ヘクタールの見込みに対しまして、25ヘクタール面積が増えました。計160ヘクタールとなりました。また、夢あおば等の専用品種におきましては、115ヘクタールの見込みに対しまして、67ヘクタール増えました。合計182ヘクタールとなりまして、全体で合わせますと92ヘクタール面積が増えまして、342ヘクタールの取り組み面積

となりました。こちらを収穫量で換算しますと、573.2トンということで、こちらが増えたこととなります。

当初予算では、市単独事業の転作作物推進事業補助金といたしまして、飼料用米に取り組む農家に、1キログラム当たり25円の補助を予定しておりましたが、取り組み面積が大幅に増えたことから、1キログラム当たり20円とする補助額の見直しを検討しました。また、ホールクロップサイレージの補助額についても、取り組み面積が20ヘクタール増え、54ヘクタールとなりましたために、10アール当たりの補助額を1万5,000円から1万2,000円とする減額を検討いたしました。

以上のように補助金の見直しを行いましたが、それでも当初予算より補助金総額で不足が生じますことから、米農家と畜産農家に支援する補助金806万8,000円の補正予算をお願いするものでございます。

次に歳入でございます。

補正予算書の10ページをお開き願いたいと思います。

14款2項3目農林水産業費県補助金、1節農業費県補助金、説明欄1の水田自給力向上対策事業補助金241万7,000円は、先ほど歳出でご説明いたしましたように、飼料用米等の取り組み面積増加に伴います県よりの補助金額でありまして、このたびの定例会におきまして増額の補正をお願いするというものであります。

以上で、議案第1号、農水産課所管の補足説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、議案第1号のうち、建設課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正になります。

8款2項道路橋梁費のうち、事業名、橋梁長寿命化修繕事業、金額が6,934万2,000円でございます。橋梁長寿命化の年度計画に基づき修繕工事を実施しているところですが、橋梁にかかる河川や水路の管理者との設計協議について長期間を要してしまったため、水路等の水位が低下している時期である年度内の工事完成が見込めなくなったことから、繰り越しをお願いするものでございます。

以上で、建設課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

宮澤芳雄委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは、何点かお尋ねします。

まず、農水産課のほうにお尋ねをいたします。

飼料用米でキロ25円から20円に減額をされるということですが、これ、夢あおばではなくて、コシヒカリ、ふさこがね、主食用米の価格に対して、補助金に対して減額をされるということですが、米の販売価格と比べて、これでも有利になるのでしょうか。参考のために、今年のコシヒカリの販売価格等分かりましたら、教えていただきたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤芳雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、飼料用米の補助金の額、25円から20円に減額したということです。そちらで米の販売価格より有利になるのかどうかということだと思います。

専用品種も同じように25円から20円に減額しております。それで、まず主食用米の買い取り価格についてですが、JAの1俵当たりの買い取り価格を申し上げますと、コシヒカリ一等米で1万800円、ふさこがねが一等米で9,100円ということでありました。

次に、飼料用米に取り組んだ場合の収入についてご説明をいたします。

主食用米で、基準単収を10アール当たり563キログラム、これが県から指定されている基準単収であります。こちらで試算いたしますと、10アール当たり、国からの補助金が8万7,000円、県からは1,500円、市からの補助金を1キロ20円とした場合に、この基準単収にかかりますと1万1,260円。畜産農家の買い取り料金というのがあります。こちらの料金が、同じく1キロ20円で買い取っていただけますので、1万1,260円ということで、10アール当たりの収入金額、合計11万1,020円という計算になります。

1俵あたりに換算しますと、1万1,832円というふうになります。先ほど申しましたコシヒカリ1俵の買い取り価格が通常1万800円ということですので、1,032円ほどの有利という形になります。ふさこがねの場合は、2,732円ほど有利になるというような金額になります。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤芳雄委員。

○委員（宮澤芳雄） そうですか、分かりました。

現在というか、当然来年度の申請もあると思います。だいぶ多く、92ヘクタール増えた。
来年度の見込みはどうなっているか、今の段階で結構ですから、お聞きしたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤芳雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、来年度の見込みということで、お答えさせていただきます。

平成28年の飼料用米の取り組み面積につきましては、昨年、今年と専用品種の取り組みが増えております。専用品種の夢あおばの注文の受け付け状況も、現在やっております、要望する方が増えております。

来年の取り組みにつきましては、主食用米と比べて補助金が多い専用品種の面積がかなり増えるのではないかなというふうに見込んでおります。面積につきましては、本年より58ヘクタール増えるのかなと思ひまして、400ヘクタールという形で見込んでおります。その内訳ですけれども、コシヒカリ、ふさこがね等の主食用米が160ヘクタール、夢あおば等の専用品種で240ヘクタール、合計400ヘクタールということで想定はしております。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤芳雄委員。

○委員（宮澤芳雄） ありがとうございます。

それと、緑の羽根、これは11ページの中段ですか、説明欄1の緑の募金、これは緑の羽根、国土緑化推進機構というふうに調べたら出てきたんですけれども、これについてちょっと詳しく説明していただければ。お願いします。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤芳雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、「緑の募金」東日本大震災復興事業交付金141万8,000円、こちらの内容につきまして、ご説明させていただきます。

今年度の当初予算の歳出で、保安林植栽工事として計上させていただきました。既に計上させていただきましたけれども、歳入につきましては、千葉県緑化推進委員会より10月に交付金の交付決定がありましたので、今回補正予算として歳入のほうに計上させていただきました。

事業の内容につきましては、東日本大震災の被災地の復興等が目的でありまして、海岸市有保安林の松くい虫等の被害を受けた場所に松などの苗木を植栽して、保安林の機能回復を

図る工事を行うというものでございます。

工事場所につきましては、井戸野地先で、あさひパークゴルフ場があります。そちら、パークゴルフ場よりも350メートルぐらい西側の保安林の場所を植栽するという事業でありまして、工事の概要につきましては、整地した1,664平方メートル、こちらにクロマツ、トベラ、マサキ、こちらを合計1,664本植樹するということになっております。

なお、記念植樹会といたしまして、来年の2月19日に豊畑小学校の3年生、4年生に協力をいただきまして、苗木を植えていただくという予定になっております。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤芳雄委員。

○委員（宮澤芳雄） どうもありがとうございました。

それと、建設課のさっきの説明はどこでしたか、4ページの8款2項橋梁長寿命化修繕事業ですけれども、これについて、進捗状況分かりましたらお尋ねしたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤芳雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 進捗状況をということでございます。

調査のほうと実際の工事ということで、2種類でちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

まず全体で、市内全域で319橋ございまして、調査が平成26、75橋、現在、今年の27年度で現在調査中ですが、128橋、これまでに203か所ということで、今年度では調査のほうの進捗が63%になります。

実際の修繕工事ですが、既にかかけ替えが2橋ございます。紫陽花橋、関戸橋、それと現在の修繕工事をやっておりますものが全部で6橋になりますか。全体ですと、修繕のほう、実際工事に取りかかっていますものは、まだ3%に満たないという状況です。それと平成26年度、75橋のうち、44か所、こちらが修繕を要するという結果になっております。ですから、本年度の128橋の調査の中でも、相当数今後補修を要するものが出てくるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑は。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 先ほどの宮澤委員と同じなんですけれども、14ページ、飼料用の1俵当たりの金額というのが、1万1,000円から。コシヒカリでも1万800円、これ、飼料用の銘柄

というのは、どのくらいなんですか。銘柄というより、品種。それをちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○委員長（飯嶋正利） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 飼料用米の取り扱いしている品種ということでよろしいでしょうか。主食用米に関しましては、ふさこがねがほとんどでありまして、一部コシヒカリがあります。旭市で専用品種の場合ですと、ほとんどやられている、実施されている方が、夢あおばがほとんどでありまして、そのほかにべこあおばとべこごのみが専用品種で飼料用米として作付されております。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 飼料用米の米が始まったときからですけれども、同じ米であって、2種類の系統に流れるわけですね。その場合、例えばこれから、今年ももう主食用の米は足りないと言っていますけれども、この飼料用の米が最初減反したときに、飼料用の米が裏では主食に回ってたんですね。今回もこれ、簡単に言えば、1反当たりの収入が多くなるから飼料用の米を作るわけですよ。その辺のはっきりとした、主食に食べる米と餌に回す米というのは、はっきりと分かるんですか。DNA鑑定とかそういうのやっているんですか。

例えば、飼料用の米を使う現場に行って何かされた場合には、べらぼうの価格差が出るわけですからね。その辺、来年も400ヘクタールということになれば、相当のまたそれに対して補助金やったら、どんどん増えていくんじゃないかと思うんですよ。豚や鳥や牛にかける餌代のほうが高いなんて、普通だったら信じられないと思うんですよ。そのために、来年度また追加予算、今回は補正なんですけれども、その前に最初の一般会計、3月議会から増える予定で補助金を出していくなんていうのは、すごくおかしいような気がするんですよ。現実には、飼料用の米が安いのに、主食用の米が去年から比べるとやっぱり1割以上上がっているわけですよ。そうなってきた場合に、国にしても行政にしても、補助金の負担額というのは相当大きくなるんじゃないかと思うんです。その辺、来年のことについてはどのように考えているか、ちょっと聞きたいんですけれども。

○委員長（飯嶋正利） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） この飼料用米に関しましては、米が現在余っているという状況で

ありまして、米の作付を少なくするということで、あくまでも水田をフル活用して、ほかのお米をほかに回すというようなのが国の政策でありますので、それにのっとりまして、市のほうでも水田をフル活用して、飼料用米に一部回すというような対策で、これは来年も続けるというような形であります。

また、流通過程で、一部畜産農家に行っているのかというようなことなんですけれども、こちら、まず最初に、重量を畜産農家のほうではかりまして、そちらで1キロ20円で買い取っているわけなんですけれども、そちらは間違いなく畜産農家に飼料用米が行っているものと思われまして、そこから配合飼料の工場に行きまして、農家の方に行っております。これは信頼関係でありまして、間違いなく飼料用米は畜産農家のほうに行っているという形で農水産課としては捉えております。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（飯嶋正利） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせて

いただきます。

所管事項の報告

○委員長（飯嶋正利） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

○副市長（加瀬寿一） 特にありません。

○委員長（飯嶋正利） 特にないので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 以上をもちまして、本委員会を閉会とします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時25分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 飯 嶋 正 利

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日（金曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成 2 7 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 2 号 平成 2 7 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第 7 号 旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（8 名）

委 員 長 林 七 巳

副委員長 島 田 和 雄

委 員 林 正一郎

委 員 佐久間 茂 樹

委 員 景 山 岩三郎

委 員 伊 藤 房 代

委 員 米 本 弥一郎

委 員 高 橋 秀 典

欠席委員（なし）

委員外出席者（1 名）

議 員 林 晴 道

説明のため出席した者（2 6 名）

教 育 長 茅 田 哲 雄

環 境 課 長 浪 川 昭

保険年金課長 渡 邊 満

健康管理課長 加 瀬 幸 重

社会福祉課長 加 瀬 恭 史

子 育 て 支 援 課 大 矢 淳

高 齢 者 福 祉 課 宮 内 隆

病院事務部長 飯 塚 正 志

庶 務 課 長 角 田 和 夫

学校教育課長 石 見 孝 男

生涯学習課長 高 木 昭 治

体育振興課長 加 瀬 英 志

病院経理課長 土 師 学

病 院 総 務 課 人 事 課 長 河 北 隆

病院医事課長 片 見 武 寿

その他担当 職員 11名

事務局職員出席者

事務局 長 阿 曾 博 通

事務局次長 高 安 一 範

副 主 幹 榎 澤 茂

開会 午前10時 0分

○委員長（林 七巳） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

また、きょうはこのような悪天候の中、皆さん健康管理に留意していただきたいと思います。

それではここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席人数は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開催いたします。

なお、林晴道議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出がありました。これを許可いたしましたので、ご了解お願いいたします。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、埴田教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（埴田哲雄） おはようございます。

それでは、本日の文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表しご挨拶を申し上げます。

日ごろより委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

師走に入り、今年も残すところ半月余りとなりました。震災復興事業として、昨年度から建設を進めておりました飯岡中学校が今月完成し、3学期より新校舎での生活をスタートする運びとなりました。来年1月27日には竣工式が举行されますので、公私ともにご多忙とは存じますが、皆様におかれましてはご臨席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、本日の委員会に審議をお願いいたします議案は、ただいまありましたように全部で3議案でございます。まず予算関係で、議案第1号の平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項と、議案第2号の平成27年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてであります。それと、条例関係で1議案で、議案第7号の旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。執行部といたしましては、委員の皆様

様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（林 七巳） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（林 七巳） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成27年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第7号、旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての3議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら願います。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決について、社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の13ページをお願いいたします。

歳出になります。

3款3項5目障害児福祉費、説明欄1の障害児通所等給付費2,436万円の増ですが、当初の見込みより利用者数、利用件数が増加したため、補正をお願いするものであります。障害児通所等給付費の中には、内訳として5つの給付費がございますが、そのうち、増加の著しい3つの給付費について、給付費ごとにご説明いたします。

まず1つ目は、障害児相談支援給付費で、障害児支援サービスの支給決定前に利用計画を立てるものです。当初、利用人数を80人としておりましたが、103人の利用が見込まれ、利用件数も増加し、利用金額は1.36倍の伸び率となっております。

次に、2つ目は、児童発達支援給付費で、就学前の児童の集団生活への適応訓練のためのものです。当初、利用人数を40人としておりましたが、54人の利用が見込まれ、やはり利用件数も増加して、利用金額は1.47倍となっております。

3つ目は、放課後等デイサービス給付費で、授業終了後や休日に学校施設で生活能力向上のための訓練などを支援するためのものです。当初、利用人数を43人としておりましたが、51人の利用が見込まれたため、利用件数も増加し、利用金額は1.4倍となっております。

これらの利用者の増によりまして、障害児通所等給付費は2,436万円の増加を見込み、補正をお願いするものであります。

次に、これらの歳出に対する歳入についてご説明いたします。

9ページをご覧いただきたいと思います。

13款1項1目民生費国庫負担金、3節児童福祉費国庫負担金は1,202万円ですが、歳出の2分の1を国から補助していただくものであります。

また、その下の14款1項1目県支出金、1節児童福祉費県負担金は6,010万円ですが、歳出の4分の1を県から補助していただくものであります。

以上で、議案1号の社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（林 七巳） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） それでは、議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、高齢者福祉課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の10ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

17款繰入金1項1目介護保険事業特別会計繰入金、説明欄1の介護保険事業特別会計繰入金2,755万1,000円でございますが、平成26年度の決算において保険給付費等が確定し、精算により介護保険事業特別会計より繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

3款民生費2項3目生活支援費、説明欄1の地域包括支援センター運営事業、13委託料の181万1,000円でございますが、要支援者数が当初の見込みよりも増加しているため、このままでは介護予防給付ケアプランの作成費用が不足するため、補正するものでございます。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（林 七巳） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） それでは、議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書、13ページをお開きください。

3款3項6目、説明欄1の保育所指定管理委託事業1,121万円ですが、干潟保育所の指定管理料につきまして、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、公定価格と言われる保育に要する費用の算定に、保育士の処遇改善に係る費用など新たな加算が加わったことにより基準額が増額となり当初予算額では不足するために、補正でお願いするものであります。

同じく、3款3項6目、説明欄2、民間認可保育所運営費給付事業6,259万9,000円ですが、干潟保育所指定管理料と同様に、保育に要する費用の見直しにより当初予算額では不足するため、補正でお願いするものであります。内訳の13節委託料の管外保育委託料850万1,000円は、旭市の児童の保育を市外の保育所に委託する費用に係るものです。父母の勤務の都合などで、特別に匝瑳市や銚子市など市外の保育所を利用している場合があります。施設型給付費5,409万8,000円は、市内の民間の保育園5か所の委託料に係るものです。

財源につきましては、国・県の負担金の増額が見込めないために、一般財源としております。これは、国・県の負担金は、児童の年齢や保育所の利用定数などから算定される公定価格から、国の徴収基準に基づく保育料の額を差し引いた額が対象となりますが、当初予算編成時におきまして、これらの基準額が不確定であったことなどによりまして、国・県の負担額を過大に見込んでしまったことによるものです。

以上で、議案1号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（林 七巳） 庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決について、庶務課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の14ページをお開きください。

初めに、歳出からご説明いたします。

下段の10款教育費2項小学校費1目学校管理費、説明欄1の小学校大規模改造事業1億1,426万5,000円は、来年度に実施を予定しておりました飯岡小学校と嚶鳴小学校の屋内運動場防災機能強化工事です。工事は、地震による天井等の落下防止と老朽箇所の補修を行うもので、来年度からは有利な財源が得られないことから、文部科学省に要望したところ平成27年度前倒しの採択を受けましたので、今回、補正をさせていただくものです。

次に、戻りまして、補正予算書の4ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正になります。

10款教育費2項小学校費、事業名、小学校大規模改造事業につきましては、歳出でご説明いたしました飯岡小学校と嚶鳴小学校の屋内運動場防災機能強化工事の前倒しの工事であり

まして、年度内に工事を完成させるための工期確保が困難なため、事業費を翌年度に繰り越すものです。

次の行の10款教育費 3 項中学校費、事業名、飯岡中学校改築事業につきましては、飯岡中学校の校舎移転後の解体工事でありまして、こちらも年度内に工事を完成させるための工期確保が困難なため、事業費を翌年度に繰り越すものです。

次に、5 ページをお願いします。

地方債補正（変更）であります、借入れ限度額の設定を変更いたしました。小学校大規模改造事業は、今回、予算計上いたしました飯岡小学校と嚶鳴小学校の屋内運動場防災機能強化工事の補正に伴い、増となったものです。

補正予算書の9 ページをお願いします。

歳入になります。

中段の13款国庫支出金 2 項国庫補助金 5 目教育費国庫補助金は、説明欄 1 の学校施設環境改善交付金4,127万7,000円は、前倒しによる飯岡小学校と嚶鳴小学校の屋内運動場防災機能強化工事に係る交付金で、交付決定により増となったものです。

補正予算書の11ページをお願いいたします。

下段の20款市債 1 項市債 6 目教育債は、説明欄 1 の小学校大規模改造事業債7,300万円は、こちらも飯岡小学校と嚶鳴小学校の屋内運動場防災機能強化工事事業に伴うもので、事業債が増となったものです。

以上で、議案第 1 号、庶務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（林 七巳） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、議案第 1 号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決について、そのうち学校教育課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の10ページをお開きください。

歳入になります。

16款 1 項 6 目、説明欄 1 の教育総務費寄附金100万円ですが、このたび市内在住の匿名の男性から、市内で経済的に大変なため教育がおろそかになってしまう子どもたちへ少しでも応援の足しにしてもらいたいとのお気持ちから寄附がございましたので、補正をお願いするものであります。

次に、歳出になります。

補正予算書の14ページをお開きください。

10款1項2目、説明欄1の育英基金積立金として、教育総務費寄附金と同額100万円の補正をお願いするものでございます。

以上で、議案1号、学校教育課所管の補足説明を終わりにさせていただきます。

○委員長（林 七巳） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） 議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、生涯学習課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の10ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

16款1項6目教育費寄附金、説明欄1、社会教育費寄附金500万円ですが、先般、9月25日に有限会社ブライトピック代表取締役、志澤勝様より、文化振興事業に対しまして篤志寄附500万円をいただきましたので、歳入補正するものであります。

続いて、歳出についてご説明いたします。

補正予算書の15ページをお開きください。

10款4項2目文化振興費、説明欄1、文化振興基金積立金へ500万円を計上し、文化振興基金へ積み立てるものであります。

以上で、議案第1号、生涯学習課所管の補足説明を終わります。

○委員長（林 七巳） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） すみません。ただいまの補足説明で誤りがありましたので、訂正させていただきます。

9ページになります。

歳入ですけれども、一番下の県費です。児童福祉費県負担金6,010万円と申し上げましたが、すみません、601万円で歳出の4分の1でございます。訂正いたします。失礼しました。

○委員長（林 七巳） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋秀典） おはようございます。

13ページになりますが、3款3項5目障害児福祉費のうちの説明欄1、障害児通所給付費についてちょっとお伺いします。

各種サービスの利用者の増ということですが、その増加の背景としてどういったことが考えられるのかということが一つと、もう一つ、そのうち放課後等デイサービスについ

てですけれども、これは学校で放課後等に実施ということで伺いましたけれども、その各学校での実施状況をお伺いしたいと思います。

○委員長（林 七巳） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） この児童につきましては、相談から始まりまして、事業所の数がある程度増えてきたということと、市のほうの発達支援もそうなんです、3年目というように、なれてきて利用者が増えてきた。あるいは、周知されてきて、そういうところで利用する方が増えてきたのが傾向だろうと思います。ただし、障害者の数が大幅に増えているということではありませんので、どこかの時点で高どまりと言いましょうか、そういったことは今後あるのかなと思っておりますが、ちょっと3年目ということで、増が見込まれたことでございます。

それとあと放課後デイでございますが、放課後デイ、学校が想像しているのは一般に健常者の方でありまして、ここでは障害をお持ちの方ということで、各事業所で受けているというのが現状でございます。事業所の数ですけれども、放課後デイにつきましては11施設ございまして、市内に3か所ございます。そのような施設で行っておりますが、ちょっと施設ごとの利用はちょっと手元に資料がございませんので、すみません。

○委員長（林 七巳） ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 3点ほどお伺いしたいんですけれども、まず13ページの民生費ですか。

民生費の生活支援費です。要支援の増ということでありますけれども、予算書をちょっと見ますと、前年よりマイナスで予算が立てられていたんですが、どのくらい人数が増えたのか、見通しとしてはどういうことを考えていたのか、その辺ちょっとお伺いしたいんですけれども。

それと次に、同じページの民生費の中の保育所費ですけれども、ただいま説明をお伺いしましたところ、運営費負担金の基準額につきましては説明がありましたけれども、保育士の処遇改善といったようなこと等によりまして増額されたと。新たな子育て制度によりまして、保育士の処遇改善といったようなことでこの予算が増額されたというような説明がありましたけれども、これにつきましては、以前も国の予算で、民間保育所の保育士の処遇改善といったような予算がありましたけれども、それが今度こういう新制度に移行されたのかどうか、その辺についてお伺いします。

それともう1点は、体育館の大規模改造ですか。2校行われるようでありますけれども、そのほかの小・中学校でまだこういった工事をやらなければならないところがあるのかどうか、お伺いします。

○委員長（林 七巳） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） それでは、今の島田委員のご質問にお答えいたします。

13ページの介護予防のケアプランの関係なんですが、当初は、実際には要支援1の方もある程度の時期が来れば、介護1のほうに上がっていくのではないかとということで、減少の部分もあるんじゃないかということで、当初の予算では人数として2,628名を予定していたんですが、今回の予定をいろいろ計算してみると3,096名、約460名ほど増える見込みになりましたので、それで補正をお願いするということであります。よろしくお願いします。

○委員長（林 七巳） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） それでは、保育所費の処遇改善の部分で、従前の補助金から移行した部分があるのかというようなご質問でございますけれども、今回、国のほうで子ども・子育て支援新制度スタートということに当たりまして、その費用につきましては、保育に係る職員の適正な配置など保育の質の改善、また不足する保育士の確保対策などが検討されました。基本的には、保育士をはじめとした職員の適正配置に係る人件費については基本分、保育士確保に係る処遇の改善などにつきましては加算というような形で構成されております。

大きく変わったところでは、先ほど申し上げましたように、従前は補助金として別途算定していました保育士の賃金改善に係る処遇改善の費用が加算という形で含まれることになりました。また、そのほか所長設置加算ですとか、各種加算項目の中でも処遇改善等の加算が追加になりました。保育士の処遇改善につきましては、定期昇給分などに充てるというような形で見込んでおります。

基本加算分と従前ご質問にありました賃金改善を要件とする補助金、この部分につきましては、賃金改善を要件とする加算分という形で、公定価格の中に今回組み入れられたという形になります。ただ、賃金改善につきましては、従前と同様に、計画をあらかじめ出していただけで、実績報告に基づいて交付するというような形になります。

以上です。

○委員長（林 七巳） 庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 庶務課のほうからは、体育館の今後の改修予定はあるのか、どのようなになっているかというようなことに対してお答えいたします。

体育館の関係については、平成25年度に非構造部材の耐震点検結果を実施いたしました。それで、改修が必要となる建物の体育館だとか、大きな面積の武道場なんですけれども、その20棟を危険度に応じた優先順位により、平成25年度より改修の工事を実施しております。

それで、平成26年度までに4棟が完了し、今年度末、27年度末には6棟が完了となりますので、残り14棟が現在、まだ未着手という形になっております。

以上です。

○委員長（林 七巳） 島田委員。

○委員（島田和雄） 保育所の今回の補正につきまして、説明欄を見ますと保育所指定管理委託事業ですか、これは干潟保育所への管理委託ということだろうと思いますけれども、民間認可保育所運営費給付事業につきましては、市内5か所の保育所というようなことでありますけれども、それぞれあれでしょうか、金額が分かればお示しいただければと思いますけれども。

○委員長（林 七巳） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） お答えいたします。

今、ご質問ありました民間認可保育所運営費給付事業、先ほど申し上げましたように、管外保育委託料は市外の保育所、これは18か所になります。施設型給付費が市内の5か所の保育園、5,409万8,000円です。

予算の積算の中で見込んでおります増額分の金額につきまして、各施設ごとということで1,000円単位で申し上げます。サンライズベビーホーム2,198万4,000円、おうめい保育園1,442万6,000円、鶴巻保育園800万4,000円、ひかり保育園288万9,000円、干潟町中央保育園679万5,000円。サンライズベビーホームにつきましては、3歳未満児だけの児童をお預かりしているということで、金額の改定による影響額が大きいというようなことがございます。

以上です。

○委員長（林 七巳） ほかにありませんか。

林委員。

○委員（林 正一郎） 1点のほどちょっとお伺いしますが、寄附金で文化振興基金積立金、この会社は有限会社ブライトピックという会社ですけれども、この褒章条例で個人なら500万円が褒章条例なんですよ。と思うんですよ。もとは100万円だったけれども。そういっ

た申請とか、そういった企画を考えているのかということ。

これ、なかなか今この不景気にこれだけの浄財をやはり寄附するという人は、相当人間のできた人だし、または事業感覚というものに相当優れた人だと、私はそういうふうに思っているわけですが、そういったわけで、ただここで、市長のお礼の感謝状くらいで済むのか、それともどういったことを当局としては考えているのか、お尋ねいたします。

○委員長（林 七巳） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、お答えいたします。

今の申請ですとか、企画という部分につきましては、これから研究をしていきたいと考えております。それで、11月に市長のほうから感謝状のほうを贈呈したところでございます。以上です。

○委員長（林 七巳） 林委員。

○委員（林 正一郎） 今から考えていくということは、ちょっとね。やはり役所には役所にそれだけの企画というものがやはりなければいけないわけですよ。それと、議会でもやはり広報とかそういうもので、議会でなく旭市の広報でも、やはり一般市民に、多くの人に知っていただくということも大事でないかなと。議会報告でもこれはなかったですよ。議長、議会寄附報告。

（発言する人あり）

○委員（林 正一郎） 最後ですか、そうですか。最終報告ですか。

だからやっぱりそういったことを前向きに、やはり検討すると。もうかったから寄附するんだというようなそういった安直な考えで、事に対応してはいけないと私は思います。

それともう1点ですが、育英基金が100万円のこれ。育英基金の今のどのような推移になっているのか。人によっては、特別優秀な人は返還なしと、無償と。300万円借りても無償というような制度もあるそうですが、あとは、返還率はどうなっているのか、これも併せてお伺いしたい。

○委員長（林 七巳） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、ご質問の旭市育英基金でございますが、これは高校生、それから専門学校、短大、大学等、2種類の給付の種類ございまして、高校生については月額9,900円、大学生等につきましては月額1万4,400円ということで、これは全て貸し付

けではなく給付ということで実施をさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（林 七巳） 林委員。

○委員（林 正一郎） 前には、たしか貸し付けだと思ったんですけどもね。いつごろからそういった条例を改正したのか。

それと、やはりそれでは基金というものがどんどんなくなっていっちゃうと。私も自慢するわけではございませんが、昭和62年かな、1,000万円寄附していますから、五十何年に。今から20年以上前、30年近くなりますか。だからそういったことで、その基金の使い方というものは、やはり私の基本理念を申しますと、ただはいただかないと。私もそういった自体で過ごしてきたから、成人して一人前の人間になったから1,000万円寄附した。ただ出したから私はいいじゃないと、私はそう思います。

私の孫も今、国の文科省の補助金もらって、確かに行っています。返還しなくてもいいというようなこと。だけれども、やはり基本理念というものは、ただ出したからいいということとは、私はちょっと言いかねると。それは、私は自分が寄附してあるから言えることだと。やはり血の出るようなお金だということは、あなた方も理解していただきたい。その点に対して、やはりお答え願います。

○委員長（林 七巳） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、現在運営されております旭市育英基金につきまして、先ほど申し上げましたとおり給付型ということで、かねてから運用されているところで。これとは別に、合併前に旧飯岡町、海上町で、これは貸し付け型ということでございまして、合併後は給付型ということで運用させていただいております。その旧飯岡町、旭市につきましては、まだ償還されている方が何人かおりまして、それはそれで別途そういう運用をさせていただいているところでございます。

それでなお、この育英基金につきましては、基金は基金なのですが、ここ何年かは全て一般財源で手当てをさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（林 七巳） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） すみません、先ほどの答弁で少し訂正とあと追加の補足説明ということで、よろしくお願いいたします。

まず、感謝状の贈呈ですけれども、11月と言いましたけれども、10月29日でございました。訂正しておわびいたします。それと、あと先ほどの寄附金の額でございますけれども、法人の場合が1,000万円、個人の場合が500万円ということで、有限会社ブライトピックさんの場合には1,000万円ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（林 七巳） 林委員。

○委員（林 正一郎） 旧飯岡町の場合には、記念品をやったんですよ。マル飯岡という銀杯を。旭市に合併になってから、旭市はがめつくて、市長の感謝状ぼろり1枚なんですよ。私も昭和57年ころですか、社会福祉協議会のほうに旭市の関係で500万円寄附したんです。八木市長の感謝状1枚です。飯岡町はちゃんとマル飯岡と、旧飯岡町は銀杯を記念品として寄贈しているんですよ。仮に500万円寄附して、明智市長の感謝状1枚ではどうかなと。私はそこらも考えていただいたらいかがですかということを行っているわけです。分かっているの。有限会社、株式会社は500万円では駄目です、1,000万円以上です。褒章条例が変わったんです。もとは100万円で法人。今は個人が500万円、分かっている。

だから私が言うのは、明智忠直市長の名前で感謝状1枚、ぼろり1枚で500万円寄附して、この不景気の時代にやるということは大変なことですよ。もう少し課長、その寄附する人の身になって、やはり寄附する人というのは、それだけの度量とやはり世の中を広く見る目があると。まして事業に対して情熱、熱意と信念というものを持たない限り、それだけの、この不景気の時代に寄附するだけの人間にならないと、私はそう思っておりますので、あなた方ももう少し真剣になって考えていただきたい。そうすれば、1年に10人や20人、俺は出てくるんじゃないかと。だからもう少し真剣に考えてください。お願いですから、これは。

○委員長（林 七巳） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） それでは、議案第2号、平成27年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

今回補正をお願いする主な理由は、前年度の繰越金が7,593万2,000円に確定したことから、そのうちの3,324万9,000円を介護給付費準備基金へ繰り入れるとともに、平成26年度介護給

付費負担金等が確定したことにより、国・県・市からの交付金に返還分が生じたため、精算するものであります。

ここで、補正予算書の9ページをお願いいたします。

5款4項1目の介護予防ケアマネジメント事業費28万7,000円の計上でございますが、これは介護予防事業を平成28年3月1日から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行するに当たり、その事務処理に必要な経費となっております。

主な内容といたしましては、従来、要支援1と2の高齢者に対しては、国・県で主導していたホームヘルプサービスとデイ・サービスの事業を、これからは旭市が主体となって実施していくということになりまして、これに基づきまして、これにかかわる利用者に対して、介護予防支援の変更契約が生じるため、その対応について早急に必要となるためのものがございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 七巳） 議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） 8ページから9ページにわたっての地域支援事業費、3つ出ておりますけれども、これらにつきましては、来年3月1日から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行するためのいろんな予算科目を組み替えたり、それにかかわる事業費というようなことでありますけれども、この介護予防・日常生活支援総合事業、これに移行する背景ですか、それについて伺います。

○委員長（林 七巳） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） それでは、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行する背景について、お答えいたします。

島田委員もご承知のように、10年後の2025年には団塊の世代の方々が全て75歳以上となり、介護保険サービスを利用される方々がだいぶ増えてしまうおそれがございます。そこで国においては、その抑制に向け、これからは市町村が主体となってそれぞれの地域に併せた介護予防を地域住民と関係団体を交えて総合的に行ってもらうということにいたしました。

この総合事業の開始時期につきましては、国の法律では本年の4月1日からとなっておりますが、旭市を含め大部分の市町村についてはすぐに対応できないということで、本年3月議会において、2年以内で市長が定める日の翌日からという介護保険条例の一部改正を議会

で承認いただきまして、現在に至っているところでございます。このたび、県下54市町村のうち、過半数の市町村において27年度中の移行を進めることが判明いたしましたので、それに伴いまして、旭市においても来年の3月1日から移行するというので、今回補正をお願いするものでございます。

では、今までとどのように変わっていくのかということになりますが、これについては、これまで要支援1と2の方の介護予防のうち、デイ・サービスについては国で定めた全国一律の基準があり、介護報酬も一律に確定しておりましたが、市町村が主体になることによりまして、例えばミニデイ・サービスといった短縮型のサービスも市町村が独自で創設できるということになります。また、ホームヘルプサービスにつきましても、例えば要支援者の部屋の掃除やごみ出し、これらについては、ホームヘルパーの資格がなくても実際にはできる仕事でございます。国においては、そのような基準はございませんが、今後は市町村が承認すれば、介護事業所以外のNPOやシルバー人材センターでも一部の介護事業の参入が可能となるものでございます。

国においては、そのような地域ぐるみで、最寄りの事業所も参画した中で介護予防をせよということになっておりますので、今後、それに向けて進んでいきたいと思っております。

さらに、今後ますます高齢化が上昇していくことから、高齢者サロンや認知症に関する家族の集いの場等を設け、介護予防サポーターやボランティア等の協力を得て、介護予防の推進を図るということも総合事業で決められておりますので、旭市においても、今後それに向けて進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○委員長（林 七巳） 島田委員。

○委員（島田和雄） そうしますと、来年度以降こういったいろんなことが変わっていくと、そういうふうと考えてよろしいでしょうか。

○委員長（林 七巳） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 今の質疑にご答弁いたします。

来年度以降、それに向けて進んでいきますが、来年3月1日現在では、現状のサービスのままで各市町村もそのように考えております。それで、今後2年をめどに、徐々に今私が言ったような体制づくりを進めていくということでご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○委員長（林 七巳） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 議案第7号について、本会議でご説明をしたとおりですので、特に
ございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 七巳） 質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。
以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（林 七巳） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会の所管事項
について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 七巳） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成27年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の
起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 七巳） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起
立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 七巳） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(林 七巳) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(林 七巳) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告してください。

社会福祉課長。

○社会福祉課長(加瀬恭史) 社会福祉課より、1点ご報告させていただきます。

あじさい工房不正請求による詐欺事件の経過について報告いたします。

NPO法人手をつなぐ育成会の元の代表者が本年6月2日に逮捕され、6月22日に起訴されました。その後、8月11日に第1回公判が千葉地方裁判所八日市場支部にて行われ、続いて、第2回公判が9月3日に行われました。10月5日には第3回公判があり、判決が言い渡されました。判決は懲役2年4か月、実刑でありました。また、弁護側から即日控訴し、現在に至っております。

なお、損害賠償金につきましては、8月18日に249万8,883円の納付があり、このたび12月2日に弁護人を通じまして、200万円の納付がありました。

以上でございます。

○委員長(林 七巳) ほかにありませんか。

担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 七巳) 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（林 七巳） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前10時52分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 林 七 巳

総務常任委員会

平成27年12月14日（月曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成27年12月14日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 3 号 旭市ふるさと応援寄附条例の制定について
- 議案第 4 号 旭市ふるさと応援基金条例の制定について
- 議案第 5 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について
- 議案第 9 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に承継させる権利を定めることについて
- 議案第10号 財産の無償譲渡について
- 議案第11号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期計画を定めることについて
- 議案第12号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について

出席委員（7名）

委員長	向 後 悦 世	副委員長	林 晴 道
委員	高 橋 利 彦	委員	木 内 欽 市
委員	平 野 忠 作	委員	伊 藤 保
委員	太 田 將 範		

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長 景山 岩三郎

議員 米本 弥一郎

説明のため出席した者（２７名）

副市長 加瀬 寿一
行政改革推進課 佐藤 一則
企画政策課長 横山 秀喜
税務課長 林 利夫
会計管理者 高木 松夫
病院事務部長 飯塚 正志
病院総務課長 河北 隆
人事監査委員局長 田杭 平三

秘書広報課長 飯島 茂
総務課長 加瀬 正彦
財政課長 林 清明
市民生活課長 大木 廣巳
消防長 品村 順一
病院経理課長 土師 学
病院契約課長 野口 稔
その他担当職員 １２名

事務局職員出席者

事務局長 阿曾 博通
副主幹 榎澤 茂

事務局次長 高安 一範

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

2015年も残すところ2週間余りとなりました。天気予報では、12月は暖冬傾向と言われてはありましたが、朝晩冷え込んできましたので、委員の皆さんにおかれましては、健康管理に十分留意されまして、審査のほど、よろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了解願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、米本弥一郎議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、景山議長に出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

委員の皆様には大変忙しい中、ありがとうございます。本日の委員会、よろしくどうぞお願いいたします。そして職員の皆さん、ひとつよろしくどうぞお願いいたします。

本日、付託いたしました一般会計、補正予算を含む10議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。向後委員長、よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日、委員会に審査をお願いします議案は全部で10議案でございます。

まず、予算関係が1議案、議案第1号の平成27年度旭市一般会計補正予算の議決について

のうち所管事項、次に、条例関係が4議案ございます。

議案第3号の旭市ふるさと応援寄附条例の制定について、議案第4号、旭市ふるさと応援基金条例の制定について、議案第5号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

それと、中央病院の独法化関係で4議案ございます。

議案第8号の地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について、議案第9号の地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に承継させる権利を定めることについて、議案第10号の財産の無償譲渡について、議案第11号の地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期計画を定めることについてであります。

最後に、字の区域の変更が1議案ございます。議案第12号の市の区域内の字の区域及び名称の変更についてであります。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案、可決くださいますよう、お願い申し上げまして、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、旭市ふるさと応援寄附条例の制定について、議案第4号、旭市ふるさと応援基金条例の制定について、議案第5号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について、議案第9号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に承継させる権利を定めることについて、議案第10号、財産の無償譲渡について、議案第11号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期計画を定めることについて、議案第12号、市の区域内の字

の区域及び名称の変更についての10議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算（第3号）の議決については、本会議で説明を申し上げたとおりでございます。

なお、主なものの内容につきまして、担当課よりきょうは企画政策課より、ご説明いたします。よろしくお願いいたします。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、補正予算の議決について、企画政策課所管の補足説明をさせていただきます。

補正予算書の9ページをお開きください。歳入になります。

13款2項1目総務費国庫補助金、説明欄の1、社会保障・税番号制度システム整備費補助金2,767万4,000円ですが、今年10月から施行された社会保障・税番号制度、通称マイナンバー制度、これに対応するため、既存の電算システムに必要な改修等を行う経費に対し、国からの支援措置として交付されるものでございます。これは、補助金の交付決定を受けて予算計上するものでございます。

続きまして、同じ説明欄2、選挙人名簿システム改修費補助金73万7,000円ですが、今年6月の公職選挙法改正による選挙権年齢の18歳への引き下げに対応するため、既存の選挙人名簿システム等に必要な改修を行う経費に対し、これも国からの支援措置として交付されるものでございます。

続きまして、補正予算書の12ページをお開きください。歳出のほうです。

2款1項8目電子計算費、説明欄1、電算システム運用事業380万3,000円、電算業務委託料ですが、内容としましては、3つの経費を計上しております。

1つ目は、歳入でも説明いたしましたが、選挙権年齢の18歳への引き下げに対応するため、既存の選挙人名簿システム等を改修する経費、これは216万円を見込んでおります。

2つ目ですが、来年1月から始まる個人番号カードの交付に伴う顔認証システムの経費45万5,000円でございます。

3つ目ですが、昨年6月の介護保険法の改正に伴いまして、地域包括支援センターシステムに必要な改修を行う経費、これを118万8,000円見込みました。

以上で、議案第1号の補足説明を終わりにさせていただきます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないので、議案第1号の質疑を終わります。

議案第3号について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） 議案第3号につきましては、本会議で説明したとおりでございますので、補足説明はございません。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 特にないので、質疑がありましたらお願いいたします。

平野忠作委員。

○委員（平野忠作） ふるさと納税のことなんですけど、この間説明の中で1万円当たり3,000円くらいお返しするということは、これはよく承知しております。これが5万円、あるいは10万円、あるいは20万円ということは、同じ率で返礼品ですか、記念品をやるやつなんですか。それとも、どのようにお考えでしょうか、よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 平野忠作委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） こちらの本会議のほうで若干お話しいたしましたけれども、現在基本の線としまして考えておりますのは、1万円以上2万円未満の方については3,000円相当の品物、それから2万円以上3万円未満の方については6,000円相当、それから3万円以上5万円未満の方については9,000円相当、それから5万円以上につきましては、これは5万円以上全てになるんですけれども、一律1万5,000円相当の品物を考えております。この基本線で現在品物について、道の駅と協議しておりまして、道の駅に入っている出荷者のほうから、どういう品物が出せるかということで、今取りまとめを行っております。だいたい、この基準で行っているところが各市町村も多いようです。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） 議案第4号につきましても、本会議で説明したとおりでございますので補足説明はございません。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。
財政課長。

○財政課長（林 清明） 議案第5号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。ここではございません、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。
財政課長。

○財政課長（林 清明） 議案第6号につきましては、本会議で説明を申し上げたとおりでございます。ここで補足することはございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたら、お願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。
企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 議案第8号につきましても、本会議で補足説明させていただきました。ここでは特にございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたしま

す。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 議案第9号につきましても、本会議で補足説明させていただいたとおりです。特にございません。よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたら、お願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 9号のこの承継財産の件でございますが、この承継財産の簿価等を決めたわけでございますが、それでこれはどこの業者に依頼したのか。

それから、時価評価をしてもらっているわけですが、不動産鑑定士等に頼んだ金額は、どのぐらいになっているのか、まずお聞きします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 業者と今幾らでというご質問です。

これにつきましては、中央病院のほうで事務をやっておりますので、そちらのほうで答えいたします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） この移行時に評価については、設立団体がするという事になっているわけですね。それが、中央病院に任せるとは何たることなんですか。まず、その辺をお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 移行時に市がということで、おっしゃるとおりでございます。

市の中には、中央病院も含みまして、準備室をつくっていますので、そちらで対応ということで実務のほうにつきましては、中央病院のほうに精通しているということでやっていただいております。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 一緒にやっていると言っても、ここには結局、不動産評価は有識者の意見を参考に設立団体の責任で行いますということはあるわけですよ。何で、それが市がやらなかったのか、こんないいかげんなあれはないじゃないですか。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） いいかげんということよりは、市がやるということは存じ上げ

ています。市が中央病院に依頼をしてやっていただいている、あくまでも市の責任でやっております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 依頼と市の責任では全く違うんですよ。そうじゃないですか。それは、あくまでも逃げ口上なんですよ。いずれにしても、ここにもそういう中で、じゃ、もっと聞きますが、時価評価した際、これは土地等はいいでしょうけれども、時価評価、特に事業用の償却資産については、承継時に帳簿価格ですか、これでやるということが書いてある中で、またなぜ帳簿を主体にやらないのか。依頼しますと、また今度はほかの面も関係してくるわけですよ。監査人のこともあるわけですよ。そうすると、この監査人の関係で資本金の額が100億円以上であると、この場合は監査人を入れなくちゃならないわけですね。そうすると、それが全て違っちゃってくるんですよ。中央病院の言いなりに、なぜやったのか。そういう中で、今この資本金が幾らになるのか、その辺お尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 設立時は帳簿価格ではなくて、その設立時の時価、これを正しく評価して設立するというふうになっています。ですので、帳簿価格ではなくて時価で再算定しているということになります。

（発言する人あり）

○企画政策課長（横山秀喜） スタート、開設時の資本金ということでよろしいでしょうか。

これにつきましては、本会議で林晴道議員さんからの質疑で答えましたが、あくまでも年度末の資産負債の合計が決算によるということになりますので、あくまでも本当に見込みということで答弁させていただきました。資産の計が490億円、負債の計が400億円、これの差引きである90億円ということで合計しております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 我々も、これは独法に逐条解説で理解するほかないわけなんですよ。あなた方もそれ以外ないと思うんですよ。そういう中で、ここに評価に関しては学識経験者を有する者、それは不動産鑑定士、そんな中で時価評価、しかしながら特に事業用の償却資産等については、承継時に帳簿価格、これは減価償却後の残存価格により評価を行うことが適

当な場合があるということが書いてあるわけです。それからやったら、当然そうなるべきじゃないんですか。時価評価といたら、これは何を基準に時価評価したのか、その辺をお尋ねします。そうしますと、当然これは今度は新組織になった中で、今度は監査人を入れる、入れないに大きな関係が出てくるわけなんです。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 償却資産について何を基準にということですが、最終的に評価の積算表を見せていただきましたが、基本的にはやり方については今現在中央病院がやっている償却の仕方と変わりません。ただし、スタートする場合には、例えば残存価格の少ないようなもの、これらについては省かれますし、そういったようなことで現在の帳簿価格とスタート時の帳簿価格が変わってきます。ただ、一度不動産鑑定士に現在の償却資産について、チェックは入っています。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） だから、そこでやはり市がこれは主体的にやるということになっているわけです。当然、不動産鑑定士と話し合いしてやっていると思うんですけども、そんな中でなぜこの機械、器具、土地は分かります、時価評価で、これはいいと思います。機械が、なぜ簿価より下がるのか、その原因。それと同時に、この簿価が下がるということは、今度は次、新組織になったら利益が出るということなんです。減価償却が少なくなるわけですから。ですから、それを何を基準にやったのか。その簿価と時価の差ですね。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 先ほども簿価と時価の差という話ですが、評価の仕方は基本的に同じです。ただ、1件当たりある基準がありまして、もう既に償却がかなり進んでいるようなもの、それについては計上しないということになっていますので、その差が主なものです。簿価と評価額の主な差になります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 何の認識もなく、それでそういうことをやるんですかね。それは、話し合いしているわけでしょう。今、簿価はこれだけ、時価はこういうふうにしますよと、

そういう一つの基準を設けてないんですか。土地は除いて、土地はやはり当時高いときに買ったものであれば、今は時価は下がりますけれども、機械というのは、普通だったら今まで正式に税法上の償却でやってきたわけでしょう。それをあえて中央病院が使うからと、なぜ簿価と時価の価格差を設けたのか。それが、担当としてちゃんと了解した上で、これは出しているんじゃないんですか。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 操作をしてとか、話し合いで価格を設定しているということではないですので、そこはご理解いただきたいと思います。現在の簿価が適正かどうか、これは償却資産以外のものも含めて、それも含めて適正な価格で法人がスタートするというようなことでありますので、そこは正しく資産を評価して、独立行政法人が始まる、そのための作業ということで、ご理解いただきたいと思います。

それと、簿価と時価が下がっている。これは、経費がというような、利益が上がるような形をとるというふうにおっしゃいました。確かに、下がっていれば、その分だけ減価償却費が計上されていきますので、それは利益が上がる形にはなります。ただし、それを目的として下げたわけじゃございません。そこは、ご理解ください。あくまでも、スタート時の適正な時価ということ算定しています。

それと、先ほど小さいものという、ちょっと説明しましたけれども、設立時に13か月以内に償却するもの、これについてはスタート時には見ないということになっていますので、その差もあります。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 幾ら、これ話しても水かけ論ですから、これ以上言いませんけれども、結局、有識者の意見を参考にして、設立団体の責任で行いますという項目にあるわけですよ。それで、そういう細々したことは何もこの独法の問題についてはないわけです。そして、いずれにしても、独法はこれはいろいろなものというのは、例えば土地開発公社とか、病院とか、それから水道とか、そういうものを独法にしていますから、そういう中でそれぞれ今度は、その中で個別法になっているわけですよ。その中で、そういう細々した、これまでの以下のは切っちゃうとか、そういうことないわけです。そんな中で、いずれにしても設立団体の責任で行いますというのが、なぜ設立団体が何も知らないのか。知らないというのは、簿価から時価にする場合、こういう理由だからという、そういう説明はできないでしょう。結

局、この時価と簿価、今度はいろいろな問題がかかわってくるわけですよ。今度は、それから次が監査人の問題もあるわけですよ。結局、この独法というのは、独法にすることによって、病院の経営を住民に対して、透明性を持っていく。それが、独法において監査人が入らなかったら、全然透明性がないわけですよ。ここの数字を変えることによって、今度は監査人が入るか、大きな一つの議論になってくるわけですよ。ですから、なぜこの設立団体が主体性を持った中で評価するに対して、執行サイドは説明をできないのか。よく分かる説明をしてくださいよ。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 今のご指摘に関しましては、今まで説明してきたとおりなんです。1点だけ説明させていただきますと、会計監査人ということで重要な指摘をいただきました。これにつきましては、開設時の資本金100億円以上、または負債が200億円以上ある場合には、会計監査人、これを置くことになっています。中央病院は、これに確実に該当することとなりますので、会計監査人は必置しなくちゃならないということになります。

以上です。

○委員長（向後悦世） よろしいですか、ほかに質疑はありませんか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ちょっと単純にですが、土地の値段とかはだいたい割り返せば分かるんですが、4万5,000坪くらいあるのかな。単純に坪幾らですか、土地。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 今、割り返しますと、坪ですと3万5,400円ぐらいです。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 中央病院のあの土地が坪3万5,000円ということなんですが、これがやはり時価ということ。いろいろあるじゃないですか、固定資産の評価額とか、何か路線価格とか、いろいろありますが、時価ということは、今中央病院のあの土地が3万5,000円の価値しかないということではないですか。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 不動産鑑定上、時価ということで評価していただいています。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） そうですか、あの辺が3万5,000円で理解しました。

同じく、建物なんかをやると、恐らく坪幾らぐらいの評価、建物は今、中央病院の。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 建物につきましては、割り返しますと坪当たり36万4,863円という数字が出てきます。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） そうすると、ちょっとよく分からないんですが、この間再整備をやったときに、約300億円かけているわけですね、約300億円だったでしょう、あれ、建物200億円、そうするとあのころ坪、相当だったですけれども、今は三十何億円になるのに、そうすると駐車場というのは、これ駐車場はあれですか、有料駐車場とか、これ土地じゃないですよ、駐車場というのは、どういう意味。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 駐車場は構築物の駐車場のところをおっしゃっていますか。

（発言する人あり）

○企画政策課長（横山秀喜） 構築物として駐車場になります。それは、また土地と駐車場とは別の判断です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 舗装したところとか、そういう有料駐車場のこと。駐車場も土地でしょうよ、広大な土地、ああいうのが駐車場になるから、駐車場というのは舗装とか、そういう工事費というふうに。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 構築物につきましては、そういう意味になります。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） それで、これを譲渡とか、所有権とか何か移転するのか、これ継承というのはどういう意味ですか。登記簿を全部変えるの、変えるんですかね。そうすると、当然、登記料だとか、印紙とかというのにかかるんですか。不動産、通常だと取得税とかかかりますけれども、そういうのはどの程度なんですか。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 私ども嘱託登記というふうに聞いていますので、基本的にはかからないと思っています。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 登記料とか、税金は一切発生しないということね。分かりました。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 議案第10号につきましては、本会議で補足させていただきました。ここでは特にございません。よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） まず、これは約50億円、48億円という、この前の話でありましたが、なぜこれを無償にするのか。それで、無償でする中で、なぜ時価評価をしたのか。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 無償でするということは、議案第9号でも同じように、全ての権利義務を承継するという考え方の中から、器具、備品につきましては、比較的、短期で償却してしまうものということで、地方自治法の規定を使い無償譲渡という形の手段をとっています。ただし、これにつきましても、財産の適正な価格というようなことから評価をしています。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 結局、承継で立木なんかたった400万円で、もう承継しているわけですよ。それを、この機械というかなりの金額になるものがあると思うんですが、それをなぜ無償譲渡するのか。そうなりますと、これ当然、新組織になったら利益に反映してくるわけなんですよね。減価償却として、経費として見なされないわけね。50億円といたら、普通、機械、器具ということで五、六年でしょうから、黙っていたって年間10億円の利益が出るわ

けなんですよ。それを、なぜそのようにするのか。まず、それだけお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 利益を出すようにしているというご指摘ですがけれども、基本的にはそうではなくて、先ほど来申し上げているとおり、償却資産に関しましては、48億800万円くらい簿価でありまして、現在これを時価でということで、スタート時の金額が21億6,000万円ほど、鑑定評価の結果が26億4,800万円、この差が21億6,000万円となります。この大きなものは、先ほど申し上げましたとおり、13か月以内に償却するものは開設時には継承しないということになっておりますので、そこは除いたと、これが大きな理由でございます。そのために、引き継ぐべき財産が結果、簿価よりも時価のほうが低くなったということとであります。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 立木を承継でやって、何でこれは。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 期間ですとか、経理上の話でありますので、金額でというよりは、ものの性質で判断しているというふうに思います。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 13か月以上と言っても、48億円といたら13か月以下の償却資産というのは、幾らもないと思うんですよ。今そこで出なけりゃ、具体的に後で出してもらいたいと思いますけれども、本当にそういう13か月以下の償却資産あるんですかね。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 譲渡後13か月以内に償却が済んでしまう器具及び備品ということで、おおよそですが9億600万円があります。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） そういう中で、この承継と無償ですか、譲渡、何で違うのか。13か月以下が無償であれば、それはそれで構わないと思いますよ。それ以上のものがあるでしょう。それを、なぜ無償にするのか。承継できるじゃないですか。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それにつきましては、議案質疑でもお答えしましたけれども、この性質上、短期間で償却してしまうというようなことから、9号議案のほうじゃなくて、無償譲渡という形をとりました。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、今の答弁を聞いていますと、この独法の問題については、市は全然主体性を持ってないと、中央病院が全部主体性を持って進めているということで理解しました。

○委員長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬寿一） なかなか意見が合わないところ、ちょっとあるんですが、とにかく独法に向かいまして、企画政策課長、独法の準備室長も兼ねて辞令を行っています。それで、独法に向かって中央病院も市でありますので、市と中央病院一緒に事務を進めてまいりました。あくまで中央病院、高橋委員おっしゃるようなことではありませんので、ご理解をお願いします。

○委員長（向後悦世） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 中期計画に関しましては、途中で全員協議会、そして本会議で補足説明をさせていただきました。この場では特にございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 15ページ、短期借入金の限度額です。これについてお伺いします。

ここに想定される短期借入金の発生理由、ここに予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の偶発的な出費の対応ということが書いてありますが、これは現在、毎年どのぐらい退職しているのか。そういう中で、今度は独法になるときに、どのぐらいそういう偶発的な余分にやめる職員がいることが想定されるのか、それについてお尋ねをします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 中身が実務的な話ですので、中央病院のほうに答えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） ただいまのご質問の中で、退職金の限度額ということでご質問いただきました。

退職金額ですとか、退職の予定人数は後ほど総務人事課長のほうから、ご回答申し上げますが、この理由を定めたのは、このために発生するということではございませんので、特に資金繰りの中で、全体的なキャッシュ・フローの中で足りなくなった場合に対応するということで、そういったケースとして一番金額が大きいのが、退職予定者が思ったより増えたとか、そういったときのことを想定してございます。委員ご承知のとおり、中期計画における手元現金につきましては、約60億円を今想定しておりますので、こういったことで足りなくなるとかで、決して限度額を定めていることではございませんので、ご回答申し上げます。

○委員長（向後悦世） 病院総務人事課長。

○病院総務人事課長（河北 隆） 現在のところ、退職者は毎年350人ほどです。退職金の合計額が7億円程度で推移している、このことは独法化後の中期計画においてもベースは同じです。ただ年によっていろいろ予測外の支障が生じたので、先ほどの経理課長のような説明になると思います。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 関連で質問しますけれども、今退職金の引当金というのは、中央病院いくらもないわけですね。返ってきて20億円ぐらいですか。それで、この前では80億円くらい不足という話ですが、その80億円というのは、どういう対応をするのか、お尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） ただいま80億円とおっしゃいました、ちょっと私ども80億円の根拠をよく理解してございませんが、設立に伴いまして、病院といたしましては、まず退職給付引当金を計上いたします。これは、負債のほうに計上いたします。この金額につきましては、年金数理人のほうに一応算定のほうを依頼してございまして、今のところ想定で約100億円をちょっと超えるのかなと、107億円ぐらいになるのかなというふうに思っております。それにつきましては、開始のバランスで先ほど委員からありました資本金を計算すると

ころの負債のほうに計上して、スタート時は処理をいたします。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 結局、今の退職金の関係をやっています組合ですか、あそこから返ってきた残りですか。先ほど、私80億円と言ったのは、20億円くらい返ってくるという話でありますので、107億円から20億円返ってきたら、87億円ですか、これは新しい独法が成立したときには、退職給与引当金として計上するということによろしいですか。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） その20億円返ってくるというところのお話につきまして、まだ金額が正式に決まっているというふうに、ちょっとまだ聞いてございません。それで、また返ってきて、その後どういうふうに病院のほうに繰り入れになるかというところまでは決まっているというふうには聞いておりません。もし、病院のほうに戻ってくるということでありましたら、現行の中で特別利益等を計上して、その後通常の利益剰余金の中からどういった積み立てをするのかと、そういったのを検討していく形になろうかと思います。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いくら返ってくるか、それは別にして、そういう枠組みにして107億円は退職給与引当金として積み立てするということですね。それで、そういう中でこれは経理上、どこを減らして、ここを増やすのか、単純にお聞きします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） どこを減らすというと、ちょっと大変難しくて、お金とか、そういうものに色はついてないんですけども、資産の一部がそちらに行くという形でご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 16ページ、一番上、決算において譲与って、単なるミスプリでしょう。この譲与なの、余ったお金の剰余という意味になるでしょう、16ページの一番上、決算において譲与が生じた場合、さっきの譲渡の譲だけでも、どっち。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 誤字があったこと、実は知ってまして、これをどういうふう
に訂正するかって、ちょっと今内部で結論出ていせんので、今間違っているということを、
この後ちょっとお知らせしたと同時に、本会議でどのような形で訂正させてもらうか考えた
いと思いますので、よろしくお願いします。木内委員のおっしゃるとおりです。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） この場合に、剰余金のことでしょうけれども、施設の整備、医療機器の
購入等に充てる、余ったお金が出たら全部これに充てるという理解でいいんですか。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） この辺につきましては、病院が独法化していくための、やる気
を起こさせる部分というか、そういう部分の一つに、メリットの一つにはなってます。ただ
全て購入等に充てるかどうかというのは、その剰余金の状況、そのときの決算の状況、これ
によるのだと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 何か、よく分からないんですが、こうやって文面に書いてあると、余っ
たお金は全部整備等、機器に充てる、そうとっちゃうんですが、この辺ちょっと何かよく分
からないんですが。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 文章の中で、購入等に充てる、等の中で読んでいただければな
と思います。意味合い的には、全て充てちゃうよということではございません。よろしくお
願いします。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 購入等だから、だいたい買っちゃうというふうにとっちゃうでしょうよ。
整備、購入等だから、整備をするか、買うかという、購入等、その他なら分かるけれども、
購入等というのは、ちょっと説明。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 意味は、その2者という等ではございません。先ほど言ったよ

うに、施設の整備や医療機器の購入、またはそれ以外の例えばものにとということも考えられますので、そういう広い意味で等ということに使っています。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それから、あとの前、議会で独法に移行するときに資産が490億円ですか、それで負債が400億円、資本が差し引いた90億円という話を聞いたんですが、先ほどの話ですと、移行後に退職給与引当金、約107億円ですか、積み立てるということは、今度はまごまごしたら負債が500億円になって、資本金がマイナスということになっちゃうということなんですか。お尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。
企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 先ほど、あくまでも年度決算をしなくちゃ分からないということとを前提にしながらの数字ではありますが、そのときの中に退職金の引当金は織り込み済みでございます。あらかじめ、それを想定したシミュレーションになっております。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） その負債、ざっくりの話ですと、この400億円の中にその100億円も入っているということですか。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） そのとおりでございます。

○委員長（向後悦世） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第11号の質疑は終わります。

続いて、議案第12号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、議案第12号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、補足説明を申し上げます。

きょうお手元に、図面を配ってあるかと思うんですけども、それをご覧いただきたいと思います。

1枚目の位置図、これは場所をお示ししております。

万力地区における県営万力Ⅱ期地区の土地改良事業により農地の区画整理が行われまして、この換地処分にあたって字の区域及び名称の変更の必要が生じた場所ということで、谷丁場

遊正線の延伸と、それから広域農道の交差点があります。その北側付近で、位置図の中の黒く塗りつぶした部分、これは道路になっています。

2枚目の見取り図をご覧ください。

黒い線の部分、ここが変更となる字境で、地番1718の1、1720の6、1720の7、1736、1738、1740の2に隣接する道路である公有地の部分の字は中四番割から西四番割に変更されるということです。

これ、ちょっと分かりにくいんですけども、道路が西四番割になるということですね。

以上で、議案第12号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について補足説明は終了いたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後悦世） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市ふるさと応援寄附条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市ふるさと応援基金条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 賛成多数。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に承継させる権利を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

○委員長（向後悦世） 賛成多数。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、財産の無償譲渡について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 賛成多数。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期計画を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 賛成多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○委員長（向後悦世） 議案第12号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（向後悦世） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告してください。

副市長。

○副市長（加瀬寿一） 特にございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時 3分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 向 後 悦 世